

「緊急事態宣言の延長」に伴う 管理業務・共用施設の運用について

日頃より管理組合の運営にご理解とご協力ありがとうございます。

緊急事態宣言の延長に伴い、緊急事態宣言中の管理業務・共用施設の運用を下記のように変更させていただきます。

【管理委員業務】・・・通常業務

【清掃業務】・・・通常業務

【コンシェルジュ業務】・・・8：00～13：30 15：30～21：00



8：00～13：30 13：30～19：00

【カフェサロン】・・・9：00～13：30 15：30～20：00



(L.O.19：30)

9：00～18：00 (お持ち帰りのみでの営業)

(L.O.17：30)

【各種点検・植栽管理業務】・・・通常業務

【**利用中止の共用施設**】・・・**ゲストルーム・サウンドスタジオ・BBQ ガーデン
パーティールーム・キッズルーム**

【**利用可能な共用施設**】・・・**レンタサイクル・カーシェアリング・来客用駐車場
来客用駐輪場**

※社会状況により時間短縮や規模縮小などの変更をすることもございます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の為、皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。